

平成22年度 中小商業活力向上事業の1次募集について

平成22年 1月
中小企業庁商業課

本事業は、商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心、低炭素社会構築等の社会課題に対応した商業活性化の取組を支援することにより、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的として実施するものです。

今回、本制度の支援対象となる事業を以下のとおり募集いたします。詳しくは、募集要領をご覧ください。本資料の末尾にある問い合わせ先にご連絡ください。

なお、本事業の実施は、平成22年度予算の国会での成立を前提とするものです。よって、今後、内容等を変更する場合がありますので、予めご了承下さい。

1. 募集期間

平成22年2月8日（月）～3月1日（月）

2. 補助スキーム

〔補助率〕国2/3、1/2、1/3

- ・補助率1/3…1つの社会課題に対応した事業
- ・補助率1/2…複数の社会課題に対応した事業
- ・補助率2/3…複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法_※の認定計画に位置付けられた事業

※商店街活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

〔補助額〕上限：5億円 下限：100万円

〔補助事業者〕

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者、財産管理等の取扱いが整備されている者に限る。）

※事業区分により一部補助事業者の要件が異なりますので、ご確認ください。

3. 補助対象事業

支援対象となるのは、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、下記の社会課題に対応した事業です。事業の種類はハード事業とソフト事業に区分されます。

- ① 少子高齢化、安全・安心
- ② 低炭素社会構築・環境・リサイクル
- ③ 創業・人材、地域資源・農商工連携、生産性向上・新技術活用

(1) ハード事業

- ① 商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設整備（教養文化施設、省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、インキュベータ施設、テナントミックス店舗等）

- ② 商店街等を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街等の活性化を図るための施設設備（防犯カメラ、共同リサイクルシステム、電子マネー・ポイントカードシステム、POSシステム、農商工連携を推進する施設等）

(2) ソフト事業

① 商店街等活性化支援

福祉・コミュニティビジネスや共通駐車券システム、イベント事業等により商店街等の活性化を図る事業。商店街振興組合連合会等が管内の商店街にAEDを整備する事業についても本項目の対象となります。

② 空き店舗活用支援

空き店舗等を活用してチャレンジショップ、コミュニティ施設（保育サービス施設や高齢者の交流施設等）、地域農産品のアンテナショップ、テレワーク施設等を設置・運営する事業。

③ 経営革新支援

製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業。

④ アーケード等撤去支援

被災や老朽化したアーケードを撤去し、商店街の安全・安心に寄与すると共に、商店街のイメージアップを図る事業。

⑤ 施設活用活性化事業

本補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図る事業。

4. 応募方法

- (1) 応募される方は、市町村の商業振興担当課を通じて、要望書等を所管の経済産業局に提出してください。
- (2) 提出された要望書等をもとに必要なに応じてヒアリング等を行い、事業の実施体制、事業効果等を審査の上採択を決定します。
- (3) その後、交付申請書を提出していただき、交付決定、事業開始となります。
- (4) 原則として事業終了後、補助金の交付が行われます。

5. その他

- ・中小商業活力向上事業の2次募集は5～6月に実施予定です。
- ・「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」の認定申請は随時受け付けています。認定までの所要期間を踏まえ、お早めに各経済産業局へご相談ください。

6. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

| 経済産業局等 | 課室名 | 電話 |
|------------|-----------------|--------------|
| 中小企業庁 | 商業課 | 03-3501-1929 |
| 北海道経済産業局 | 流通産業課商業振興室 | 011-738-3236 |
| 東北経済産業局 | 商業・流通サービス産業課 | 022-221-4914 |
| 関東経済産業局 | 流通・サービス産業課商業振興室 | 048-600-0318 |
| 中部経済産業局 | 流通・サービス産業課商業振興室 | 052-951-0597 |
| 近畿経済産業局 | 流通・サービス産業課 | 06-6966-6025 |
| 中国経済産業局 | 流通・サービス産業課 | 082-224-5653 |
| 四国経済産業局 | 商業・流通・サービス産業課 | 087-811-8524 |
| 九州経済産業局 | 流通・サービス産業課商業振興室 | 092-482-5456 |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 商務通商課 | 098-866-1731 |

